

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

市内・区内で引越したとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
転入・転出届 転居届	引越した日から 14日以内 本人、世帯主又は 代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 引越された方全員分の個人番号カード、又は住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）（4ケタの暗証番号を入力していただきます。） 外国籍の方は、引越される方全員分の在留カード、あるいは特別永住者証 ＊新しい住所地の区役所・支所・出張所に届けてください。（旧住所地への届出は不要です。）	<input type="checkbox"/>	3階③ 市民窓口課
印鑑登録	—	＊市内他区からの転入及び中京区内での転居の場合は、引き続き同じ印鑑登録証が使用できます。	<input type="checkbox"/>	
小・中学校の 校手続	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校の場合（住所が変わることによって学校も変わる場合）区役所で発行する「転入学通知書」を転校前の学校で発行された「在学証明書」と共に指定学校へ提出してください。 公立学校の場合（住所が変わっても学校は変わらない場合）現在通学されている学校へ区役所で発行する「転入学通知書」を提出してください。 私立学校の場合（住所が変わっても学校は変わらない場合）区役所で発行する「転入学通知書」と現在通学している学校で発行された「在学証明書」を指定学校へ提出してください。 		<input type="checkbox"/>	
通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせ 3階⑫市民窓口課 マイナンバー担当				
国民健康保険	転入した日から14日以内 本人、世帯主 又は代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証（引越される方全員分） 届出人の本人確認書類 届出人の印鑑 その他受給者証等（お持ちの方のみ） ＊保険証は即日交付できない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<区内> 3階⑥ 保険年金課 <区外> 新住所地の区の 保険年金課
後期高齢者医療保険	転入した日から14日以内 本人、世帯主 又は代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証（引越される方全員分） 届出人の印鑑 ＊保険証は即日交付できない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<区内> 3階⑥ 保険年金課 <区外> 新住所地の区の 保険年金課
重度障害者 健康管理費	速やかに 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 身体障害者手帳（1、2級の方）又は療育手帳（A判定の方） 印鑑（中学校卒業以上の世帯全員） 受給者名義の金融機関の通帳 	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金課
重度心身 障害者医療	速やかに 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 医療費受給者証 健康保険証 身体障害者手帳又は療育手帳 印鑑 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
身体障害者手帳	速やかに 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 通知カード又は個人番号カード 印鑑 自立支援医療受給者証（お持ちの方） 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別児童扶養手当 （受けている方）	速やかに 本人又は配偶者 （保護者）	<ul style="list-style-type: none"> 手当証書 印鑑 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	速やかに 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 認定通知書 通知カード又は個人番号カード 印鑑 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課

裏面に続く

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
療育手帳	速やかに 本人又は代理人	・療育手帳 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
精神障害者 保健福祉手帳	速やかに 本人又は代理人	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑 ・通知カード又は個人番号カード	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
自立支援医療 (精神通院)	速やかに 本人又は代理人	・自立支援受給者証 ・印鑑 ・健康保険証(変更している場合) ・通知カード又は個人番号カード	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特定疾患・特定医療費 (指定難病)受給者証 をお持ちの方	速やかに 本人又は代理人	・受給者証 ・印鑑 ・健康保険証(変更している場合) ・通知カード又は個人番号カード	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
児童手当 (受けている方)	速やかに	特になし	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
子ども医療	速やかに 保護者	・お子様の健康保険証 ・医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
ひとり親家庭等 医療	速やかに 本人又は代理人	・健康保険証(受給者全員分) ・医療費受給者証(受給者全員分) ・印鑑(スタンプ印不可) *上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
児童扶養手当 (受けている方)	速やかに	・手当証書 ・印鑑(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
小児慢性特定疾病等の 医療費の公費負担	速やかに 本人又は保護者	・医療受給者証 ・印鑑 ・通知カード又は個人番号カード	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
乳幼児健診 (3歳3か月以下の 子どものある方)	速やかに 保護者	・母子健康手帳	<input type="checkbox"/>	2階③ 子育て相談担当
被爆者健康手帳 をお持ちの方	転入した日から 30日以内 本人又は代理人	・被爆者健康手帳 ・住民票 ・印鑑 *手当受給者は、手当証書が必要です。	<input type="checkbox"/>	1階⑥ 健康長寿推進課
飼い犬登録変更	引越し後速やかに 飼い主	・犬の登録事項変更届	<input type="checkbox"/>	1階⑨ 医療衛生コーナー
老人医療	速やかに 本人又は代理人	・健康保険証 ・医療費受給者証 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
介護保険	速やかに 本人又は家族	・個人番号カード ・介護保険被保険者証 ・負担割合証・負担限度額証(お持ちの方のみ) ・印鑑	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課

本人確認書類とは…運転免許証や健康保険証、パスポートなど

(注1) 代理人の場合は本人署名捺印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

(注2) 児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先をお願いします。

申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

〈御注意〉

これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
(075) 812-0061 (代表)